

福祉・介護職員等特定処遇改善加算の「見える化要件」について

令和元年10月「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」が創設され、当法人におきましても加算算定を行っております。

当該加算の算定要件に基づき、下記のとおり公表いたします。

【福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定要件】

- (1) 現行の福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰ～Ⅲまでを取得していること
- (2) 福祉・介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取組を行っていること
- (3) 福祉・介護職員処遇改善加算に基づく取組について、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること

【処遇改善加算等の取得状況】

福祉・介護職員処遇改善加算（Ⅱ）

福祉・介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）

福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算

〈算定事業所〉

障がい者支援施設ハーモニーの森（施設入所支援、生活介護）

ショートステイハーモニーの森

ケアホームハーモニー

【職場環境等要件における当法人の取組状況】

(1) 入職促進に向けた取組

- ・他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築
- ・職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施

(2) 資質の向上やキャリアアップに向けた支援

- ・働きながら介護福祉士等の取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援等
- ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動

(3) 両立支援・多様な働き方の推進

- ・子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備
- ・職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員か正規職員への転換の制度等の整備
- ・有給休暇が取得しやすい環境の整備
- ・業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等健康管理対策の実施

- ・障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮

(4) 腰痛を含む心身の健康管理

- ・福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の習得支援、介護ロボットやリフト等の介護機器等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・雇用管理改善のための管理者に対する研修等の実施
- ・事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備

(5) 生産性向上のための業務改善の取組

- ・タブレット端末やインカム等の ICT 活用や見守り機器等の介護ロボットやセンサー等の導入及び研修等による腰痛対策の実施
- ・高齢者の活躍（居室やフロア等の清掃、食事の配膳、下膳などのほか、経理や労務、広報なども含めた介護業務以外の業務の提供）等による役割分担の明確化
- ・業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減

(6) やりがい・働きがいの構成

- ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善
- ・地域包括ケアの一員としてモチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施